

京都精華大学学籍管理および学費徴収に関する運用細則

2002年12月2日 制定

(目的)

第1条 この細則は、「京都精華大学学則」(以下「学則」という。)、
「京都精華大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)
および「京都精華大学学費・手数料等納入規程」(以下「学費等納入規程」という。)
に基づき、京都精華大学および京都精華大学大学院(以下「本学」という。)
に在籍する学生の休学、復学、退学、除籍および再入学に際する諸手続き、
学籍管理および学費徴収の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

(休学手続)

第2条 就学の意思がありながら、やむを得ない事情で休学しようとするときは、
以下の手続きにより、学長の許可を得なければならない。

(1) 「休学願」は、原則として「学則」第7条および「大学院学則」第9条に定める
各学期の初日の前日(前日が事務取扱日でないときは直前の事務取扱日)までに提出
しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学期途中で「休学願」
を提出することができる。

2 休学を願い出る者は、「休学願」および休学事由区分に応じ次の各号に定める書類を添えて学長
に願い出なければならない。

(1) 傷病のために休学を願い出るときは、医師の「診断書」

(2) 兵役のために休学を願い出るときは、入隊通知書または休学理由を説明する理由書、
および教員所見

(3) 海外留学や海外渡航のために休学を願い出るときは、渡航計画書または受入証明書、
および教員所見

(4) 前3号以外の事由により休学を願い出るときは、休学理由を説明する理由書および教員所見

(強制休学)

第3条 学長は、「学校保健法」の規定による伝染病および本学の校医が同等と認める疾病等健康上
の理由により就学が不相当と認めた学生に対し、休学を命じることができる。

(休学開始の日付)

第4条 休学を許可された者(以下「休学者」という。)の休学開始日は、学長が許可した日とする。

(休学期間)

第5条 学長は、学校保健安全法に規定されている感染症または本学の校医が同等と認める傷病等の
理由により就学が不相当と認めた学生に対し、休学を命じることができる。

(連続休学)

第6条 休学期間を延長する場合は、再度、第2条に定めるところにより、学長の許可を得なければ
ならない。

(休学における学籍および学費徴収の取り扱い)

第7条 休学の事由が傷病、本人の責めに帰さない不可抗力によるもの、自己都合およびその他いかな
る場合であっても、休学を願い出た日付が「学則」第7条および「大学院学則」第9条に定める
各学期の初日の前日(前日が事務取扱日でないときは直前の事務取扱日)以前であるときは、学費
徴収の取り扱いは原則として以下の各号による。

(1) 休学を願い出た者が当該学期の学費を既に納入した後であるときは、当該学期の通常学費と休学
学費との差額を返還する。

(2) 休学を願い出た者の当該学期の学費が未納の場合は、休学学費を徴収する。

2 休学する理由が傷病、本人の責めに帰さない不可抗力によるもの、自己都合およびその他いかな
る場合であっても、休学を願い出た日付が「学則」第7条および「大学院学則」第9条に定める各
学期の初日以後であるときは、通常学費を徴収する。

(休学の終了)

第8条 休学者は、休学期間の最終日の2週間前(事務取扱日でないときは直前の事務取扱日)まで
に本学所定の様式による「復学願」、「退学願」または「休学願」を学生グループへ提出しなけれ
ばならない。

(復学)

第9条 復学しようとする者は、本学所定の様式による「復学願」により学長に願い出なければなら
ない。

2 休学事由が傷病であった場合には、前項の復学願のほか、医師の「診断書」をあわせて提出しな
なければならない。

(退学手続)

第10条 傷病、その他のやむを得ない事由によって退学しようとする者は、本学所定の様式による「退学願」に保証人連署のうえ、退学事由区分に応じ次の各号に定める書類を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 傷病のために退学を願出するときは、医師の「診断書」
- (2) 前号以外の事由により退学を願出するときは、退学理由を説明する理由書および教員所見(退学における学籍および学費徴収の取り扱い)

第11条 退学する理由が傷病、本人の責めに帰さない不可抗力によるもの、自己都合およびその他いかなる事由で、また退学を申し出た日付が「学則」第7条および「大学院学則」第9条に定める各学期の初日の前日(前日が事務取扱日でないときは直前の事務取扱日)以前であってもおよび経過した後であっても、当該学期の学費は返還せず、学籍の取り扱いは原則として以下の各号によるものとする。

- (1) 退学を願出た学生が「学費等納入規程」第7条第1項に定める学費納入期の学費を既に納入した後であるときは、当該学費納入期の末日をもって退学とする。ただし、当該学生の願出に基づき、当該学費納入期の末日までの任意の日付をもって退学とすることができる。
- (2) 退学を願出た学生の当該学費納入期の学費が未納のときは、当該学費納入期の学費は徴収せず、既に学費を納入した学年または学費納入期の末日をもって退学とする。

2 前項における学費納入期の末日は、「学費等納入規程」第9条第3項第1号から第4号までの日をいう。

(退学に際する付帯義務)

第12条 「退学願」を提出するにあたっては、奨学金等の返済義務のある者は、返済等の手続きを完了していなければならない。

(除籍の日付)

第13条 「学則」および「大学院学則」の規定により本学が学生を除籍する日付は、以下の各号によるものとする。

- (1) 「学則」第32条第1号および「大学院学則」第21条第1号に規定する在学年限を超えた者は、在学年限の最終期日をもって除籍する。
- (2) 「学則」第32条第2号および「大学院学則」第21条第2号に規定する休学年限を超えた者は、休学年限の最終期日をもって除籍する。
- (3) 「学則」第32条第3号および「大学院学則」第21条第3号に規定する所定の授業料等学費の納付を怠り、その督促を受けてもこれを納付しない者は、既に学費を納入した学年または学費納入期の末日をもって除籍する。
- (4) 「学則」第32条第4号および「大学院学則」第21条第4号に規定する復学手続きのない者は、既に学費を納入した学年または学費納入期の末日をもって除籍する。
- (5) 「学則」第32条第5号および「大学院学則」第21条第5号に規定する者のうち、入学の手続きを完了していながら、本学での就学意思のない者は、4月30日付で除籍する。
- (6) 「学則」第32条第5号および「大学院学則」第21条第5号に規定する学科目登録のための履修届が所定の期日までに完了していない等、就学意思が確認できない者は、既に学費を納入した学年または学費納入期の末日をもって除籍する。
- (7) 所定の手続きを経てもなお、6か月以上にわたり行方不明の者は、既に学費を納入した学年または学費納入期の末日をもって除籍する。

2 前項における学費納入期の末日は、「学費等納入規程」第9条第3項第1号から第4号までの日をいう。

3 外国人留学生については、本条のほか「外国人留学生の入国・在留資格および在籍管理に関する規程」に定めるところによる。

(死亡による除籍の場合の学籍および学費徴収の取り扱い)

第14条 「学則」第32条第6号および「大学院学則」第21条第6号により、学生が在学中に死亡したときの学籍および学費徴収の取り扱いは、原則として以下の各号によるものとする。

- (1) 「学費等納入規程」第7条に規定する学費納入期日までに学生が死亡したときは、当該学生の死亡日の属する学費納入期の学費を免除し、当該学費納入期の既納学費の全額を返還し、当該学生の死亡日付をもって除籍とする。
- (2) 「学費等納入規程」第7条に規定する学費納入期日を経過した後に学生が死亡し、かつ当該学期の学費が既に納入されているときは、当該学生の死亡日付をもって除籍し、既納の学費は返還しない。
- (3) 「学費等納入規程」第7条に規定する学費納入期日を経過した後に学生が死亡し、かつ当該学期の学費が未納のときは、当該学費納入期の学費は徴収せず、既に学費を納入した学年または学期の末日あるいは「学費等納入規程」第8条に規定する分納学費の最終既納期日をもって除籍とする。

(除籍に際する付帯事項)

第 15 条 除籍にあたっては、奨学金等の返済義務のある者は、返済等の手続きを命ずる。

(再入学)

第 16 条 退学または除籍となった者が再入学しようとするときは、再入学しようとする日の 2 か月前までに本学所定の様式による「再入学願」を提出しなければならない。

2 「京都精華大学学則」第 32 条第 1 号および「京都精華大学大学院学則」第 21 条第 1 号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることはいできない。

3 再入学は一度に限りこれを認める。

(再入学考査)

第 17 条 再入学を願い出る者は、再入学検定料を納入のうえ、再入学考査を受けなければならない。

2 再入学考査は、学部および研究科が必要と認める方法によって、当該学部教授会または当該研究科委員会が行う。

3 再入学を認める学年については、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

4 再入学検定料は、当該年度の学部または大学院の入学検定料とする。

(再入学者の在学年限)

第 18 条 再入学者の修学年限には、退学または除籍となった以前の在学年限を加え、学則に規定する在学年限を超えてはならない。

(学籍異動の事務処理)

第 19 条 「休学願」「復学願」「退学願」「再入学願」は学生グループが受理し、学生生活委員会および教授会または研究科委員会の審議を経て、学長がこれを許可する。

2 「休学願」「復学願」「退学願」「再入学願」に伴う学籍異動に関する事務の処理日は、学生生活委員会の議を経た日とする。

(改廃)

第 20 条 この細則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この細則は、「京都精華大学および京都精華大学大学院学生の退学、除籍、休学、復学および再入学に際する学費徴収および学籍に関する取り扱い細則」および「学生の学籍管理に関する運用細則」を廃し、2002 年 12 月 2 日に制定し、2003 年 4 月 1 日より施行する。

2 2006 年 3 月 13 日に改定し、2006 年 4 月 1 日より施行する。

3 2011 年 10 月 31 日改定・施行

4 2017 年 3 月 27 日に改定し、2017 年 4 月 1 日より施行する。

5 2018 年 10 月 8 日に改定し、2019 年 4 月 1 日から施行する。